

防衛特別所得税の及び復興特別所得税 Q & A

令和8年度税制改正により、防衛特別所得税の創設及び復興特別所得税の改正が行われました。これらの改正についてQ & Aとして取りまとめたものが国税庁ホームページにて公表されましたので、ご紹介させていただきます。（注）このQ & Aは令和8年5月1日現在の法令・通達等に基づいて作成しています。

問 令和8年度税制改正における防衛特別所得税の創設及び復興特別所得税の改正について、その概要を教えてください。

〔答〕令和8年度税制改正により、防衛特別所得税が創設され、所得税の源泉徴収義務者は、所得税を徴収する際に、防衛特別所得税（源泉徴収すべき所得税の額の1%相当額）を併せて徴収し、その所得税の法定納期限までに、その防衛特別所得税をその所得税と併せて国に納付しなければならないこととされました。

また、復興特別所得税について、その税率が1.1%（改正前：2.1%）に引き下げられ、課税期間が令和29年12月31日まで（改正前：令和19年12月31日まで）10年間延長されました。

これらの改正は、令和9年1月1日以後に生ずる所得に対する所得税について適用されます（注）。

なお、改正前（復興特別所得税の税率2.1%）と改正後（防衛特別所得税の税率1%及び復興特別所得税の税率1.1%）とで、合計税率（2.1%）に変更はありませんので、改正前後で、源泉徴収税額の計算方法に変更は生じません。

（注）「令和9年1月1日以後に生ずる所得」とは、例えば、給与等についていえば、それぞれ次に掲げる日が令和9年1月1日以後のものをいいます。

イ 契約又は慣習その他株主総会の決議等により支給日が定められている給与等（次のロに掲げるものを除きます。）についてはその支給日、その日が定められていないものについてはその支給を受けた日

ロ 役員に対する賞与のうち、株主総会の決議等によりその算定の基礎となる利益に関する指標の数値が確定し支給金額が定められるものその他利益を基礎として支給金額が定められるものについては、その決議等があった日。ただし、その決議等が支給する金額の総額だけを定めるにとどまり、各人ごとの具体的な支給金額を定めていない場合には、各人ごとの支給金額が具体的に定められた日

ハ 給与規程の改訂が既往にさかのぼって実施されたため既往の期間に対応して支払われる新旧給与の差額に相当する給与等で、その支給日が定められているものについてはその支給日、その日が定められていないものについてはその改訂の効力が生じた日

問 誰が防衛特別所得税及び復興特別所得税の源泉徴収義務者となるのですか。

〔答〕防衛特別所得税及び復興特別所得税は、所得税の源泉徴収義務者が所得税と併せて源泉徴収することとなりますので、所得税の源泉徴収義務者が防衛特別所得税及び復興特別所得税の源泉徴収義務者となります。

問 防衛特別所得税及び復興特別所得税の源泉徴収の対象となるのはどのような支払ですか。

〔答〕所得税法及び租税特別措置法の規定により所得税を源泉徴収することとされている支払については、防衛特別所得税及び復興特別所得税の源泉徴収の対象となります。

具体的には、次に掲げる規定により所得税を徴収して納付する際に併せて防衛特別所得税及び復興特別所得税を源泉徴収することとされています。

（注） 租税条約の規定により、所得税法及び租税特別措置法に規定する税率以下の限度税率が適用される場合又は所得税が免除される場合には、防衛特別所得税及び復興特別所得税は課されません。また、外国居住者等所得相互免除法の規定の適用により、所得税法及び租税特別措置法に規定する税率が軽減される場合又は所得税が非課税とされる場合には、防衛特別所得税及び復興特別所得税は課されません。

【所得税法】

第4編《源泉徴収》第1章《利子所得及び配当所得に係る源泉徴収》から第6章《源泉徴収に係る所得税の納期の特例》まで

【租税特別措置法】

- ・ 第3条の3第3項《国外で発行された公社債等の利子所得の分離課税等》
- ・ 第6条第2項（同条第13項において準用する場合を含みます。）《民間国外債等の利子の課税の特例》
- ・ 第8条の3第3項《国外で発行された投資信託等の収益の分配に係る配当所得の分離課税等》
- ・ 第9条の2第2項《国外で発行された株式の配当所得の源泉徴収等の特例》
- ・ 第9条の3の2第1項《上場株式等の配当等に係る源泉徴収義務等の特例》
- ・ 第37条の11の4第1項《特定口座内保管上場株式等の譲渡による所得等に対する源泉徴収等の特例》
- ・ 第37条の14第8項《非課税口座内の少額上場株式等に係る譲渡所得等の非課税》
- ・ 第41条の9第3項《懸賞金付預貯金等の懸賞金等の分離課税等》
- ・ 第41条の12第3項《償還差益等に係る分離課税等》
- ・ 第41条の12の2第2項から第4項まで《割引債の差益金額に係る源泉徴収等の特例》
- ・ 第41条の22第1項《免税芸能法人等が支払う芸能人等の役務提供報酬等に係る源泉徴収の特例》

問 防衛特別所得税及び復興特別所得税は、所得税とは別に納付する必要がありますか

〔答〕源泉徴収した所得税、防衛特別所得税及び復興特別所得税は、その合計額を1枚の所得税徴収高計算書（納付書）により納付してください。

問 源泉徴収すべき防衛特別所得税及び復興特別所得税の額はどのように算出するのですか。

〔答〕防衛特別所得税（源泉徴収すべき所得税の額の1%相当額）及び復興特別所得税（源泉徴収すべき所得税の額の1.1%相当額）の源泉徴収は、所得税の源泉徴収の際に併せて行うこととされているため、源泉徴収の対象となる支払金額等に対して合計税率を乗じて計算した金額を源泉徴収します。

【源泉徴収すべき所得税、防衛特別所得税及び復興特別所得税の額】

$$\text{支払金額等} \times \text{合計税率} (\%) (\times) \\ = \text{源泉徴収すべき所得税、防衛特別所得税及び復興特別所得税の額 (注)}$$

(注) 算出した「所得税、防衛特別所得税及び復興特別所得税の額」に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てます。

※1 合計税率の計算式

$$\text{合計税率} (\%) = \text{所得税率} (\%) \times 102.1\%$$

※2 所得税率に応じた合計税率の例

所得税率(%)	5	10	15	16	18	20
合計税率(%) (所得税率 (%)×102.1%)	5.105	10.21	15.315	16.336	18.378	20.42

問 所得税、防衛特別所得税及び復興特別所得税を納付する際の端数はどのように計算するのですか。

〔答〕所得税、防衛特別所得税及び復興特別所得税の額の端数計算は、所得税、防衛特別所得税及び復興特別所得税の合計額によって行うこととされています。

したがって、源泉徴収の対象となる支払金額等に対して、所得税率、防衛特別所得税率及び復興特別所得税率の合計税率を乗じて算出した金額について1円未満の端数を切り捨てた金額を源泉徴収します。

(例1) 講演料として222,222円を支払う場合(所得税率10%)

$$222,222 \text{ 円} \times 10.21\% = 22,688.8662 \Rightarrow 22,688 \text{ 円}$$

(合計税率) (算出税額) (源泉徴収税額)

(例2) 原稿料として1,333,333円を支払う場合(所得税率10%。ただし、同一人に対し1回に支払われる金額が100万円を超える場合には、その超える部分については20%)

$$(1,000,000 \text{ 円} \times 10.21\%) + (333,333 \text{ 円} \times 20.42\%) = 170,166.5986 \Rightarrow 170,166 \text{ 円}$$

(合計税率) (合計税率) (算出税額) (源泉徴収税額)

問 毎月の給与等から源泉徴収すべき防衛特別所得税及び復興特別所得税の額はどのように計算するのですか。

〔答〕毎月の給与等から源泉徴収すべき所得税、防衛特別所得税及び復興特別所得税の合計額は、「源泉徴収税額表」に当てはめて算出します。なお、各年分の給与等について源泉徴収する際には、必ずその年分の源泉徴収税額表を使用するようご注意ください（令和9年分以後の「源泉徴収税額表」は、防衛特別所得税及び復興特別所得税を含んだ税額表となります）。

問 防衛特別所得税及び復興特別所得税の年末調整はどのように行うのですか。

〔答〕年末調整は、所得税、防衛特別所得税及び復興特別所得税の合計額により行います。

なお、年調年税額（年末調整による年税額（防衛特別所得税及び復興特別所得税を含みます。））は、算出所得税額から住宅借入金等特別控除額を控除した後の税額（源泉徴収簿の「年調所得税額」欄の額）に102.1%を乗じた金額（100円未満切捨て）となります。

(注) 令和8年分と令和9年分とで、年調年税額の求め方（年調所得税額に乘じる率）に変更はありません。

問 退職手当等から源泉徴収する所得税、防衛特別所得税及び復興特別所得税の額を算出する際に使用する速算表はどのようになるのでしょうか。

〔答〕「退職所得の受給に関する申告書」が提出されている場合、次の速算表により所得税、防衛特別所得税及び復興特別所得税の額を算出することができます。

なお、令和8年分と令和9年分とで、「退職所得の源泉徴収税額の速算表」に変更はありません。

【退職所得の源泉徴収税額の速算表（令和8年分・令和9年分）】

課税退職所得金額 (A)	所得税率 (B)	控除額 (C)	税額 = (A) × (B) - (C) × 102.1 %
1,950,000 円以下	5 %	—	((A) × 5 %) × 102.1 %
1,950,000 円超 3,300,000 円 〳	10%	97,500円	((A) × 10% - 97,500円) × 102.1 %
3,300,000 円 〳 6,950,000 円 〳	20%	427,500円	((A) × 20% - 427,500円) × 102.1 %
6,950,000 円 〳 9,000,000 円 〳	23%	636,000円	((A) × 23% - 636,000円) × 102.1 %
9,000,000 円 〳 18,000,000 円 〳	33%	1,536,000円	((A) × 33% - 1,536,000円) × 102.1 %
18,000,000 円 〳 40,000,000 円 〳	40%	2,796,000円	((A) × 40% - 2,796,000円) × 102.1 %
40,000,000 円 〳	45%	4,796,000円	((A) × 45% - 4,796,000円) × 102.1 %

【計算例：課税退職所得金額が 5,000,000 円の場合】

$$(5,000,000 \text{ 円} \times 20\% - 427,500 \text{ 円}) \times 102.1\% = 584,522.5 \text{ 円} \Rightarrow 584,522 \text{ 円} \text{ 《1 円未満切捨て》}$$

(算出税額) (源泉徴収税額)

なお、「退職所得の受給に関する申告書」が提出されていない場合には、退職手当等の収入金額に 20.42% を乗じた税額（1 円未満の端数切捨て）を源泉徴収します。

【計算例：退職手当等の収入金額が 3,565,300 円の場合】

$$3,565,300 \text{ 円} \times 20.42\% = 728,034.26 \text{ 円} \Rightarrow 728,034 \text{ 円} \text{ 《1 円未満切捨て》}$$

(算出税額) (源泉徴収税額)

問 講演料として 100,000 円を支払いましたが、この 100,000 円は税引手取額です。この場合、納付すべき所得税、防衛特別所得税及び復興特別所得税の額はどのように算出すればよいのでしょうか（グロスアップ計算）。

〔答〕お尋ねの場合の納付すべき所得税、防衛特別所得税及び復興特別所得税の額については、次の算式により求めることができます。

$$\begin{array}{lclclcl} \text{(支払金額)} & & & & & \text{(1 円未満切捨て)} \\ 100,000 \text{ 円} & \div & (100 - 10.21)\% & = & 111,370.976\cdots & \Rightarrow 111,370 \text{ 円} \\ \text{(税引手取額)} & & \text{(合計税率)} & & \text{(算出金額)} & \text{(支払金額)} \\ \text{(所得税、防衛特別所得税及び復興特別所得税の合計額)} & & & & \text{(1 円未満切捨て)} \\ 111,370 \text{ 円} & \times & 10.21\% & = & 11,370.877 & \Rightarrow 11,370 \text{ 円} \\ \text{(支払金額)} & & \text{(合計税率)} & & \text{(算出税額)} & \text{(納付すべき税額)} \end{array}$$

問 令和8年分の年末調整により生じた超過額を令和9年1月に支払う給与等から源泉徴収した所得税、防衛特別所得税及び復興特別所得税の額から控除する場合、所得税徴収高計算書（納付書）はどのように記載すればよいのでしょうか。

〔答〕お尋ねの場合のように、防衛特別所得税が含まれない令和8年分の年末調整により生じた超過額を令和9年1月以後に支払う給与等から源泉徴収した所得税、防衛特別所得税及び復興特別所得税から控除する場合であっても、給与所得・退職所得等の所得税徴収高計算書（納付書）の「年末調整による超過税額」欄にその控除する額を記載します。

問 還付請求を行う場合、所得税、防衛特別所得税及び復興特別所得税をそれぞれ分けて還付請求する必要がありますか。

〔答〕所得税、防衛特別所得税及び復興特別所得税の合計額で還付請求してください。

問 手元にある所得税徴収高計算書（納付書）の納期の区分欄には、「令和〇年〇月支払分源泉所得税及び復興特別所得税」と印字されていますが、令和9年1月以後に所得税、防衛特別所得税及び復興特別所得税を納付する際に、この所得税徴収高計算書（納付書）を使用しても構いませんか。

〔答〕令和9年1月以後に所得税、防衛特別所得税及び復興特別所得税を納付する際には、お手元にある所得税及び復興特別所得税に係る所得税徴収高計算書（納付書）を使用していただいて差し支えありません。

なお、この所得税徴収高計算書（納付書）を使用する場合は、「納期等の区分」などを補正することなく、そのままの様式で使用していただきますようお願いいたします。

問 「給与所得の源泉徴収票」や「利子等の支払調書」等の法定調書には源泉徴収税額を記載する必要がありますが、防衛特別所得税及び復興特別所得税はどのように記載するのでしょうか。

〔答〕「給与所得の源泉徴収票」や「利子等の支払調書」等の法定調書の「源泉徴収税額」欄には、所得税、防衛特別所得税及び復興特別所得税の合計額を記載してください。